

「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業」事務局業務の調達に係る  
契約事前確認公募要領

令和5年4月3日

独立行政法人 中小企業基盤整備機構  
企画部長 橋本 大哉

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請する。

1. 当該招請の趣旨

中小機構では、中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更（働き方改革、被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイスの導入等）等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等の経費の一部を補助することにより、中小企業・小規模事業者等の生産性向上を図ることを目的とした事業（以下「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業」という。）を実施することを目的に、事務局業務を調達する。

公募確認の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合は、現行事業者と業務実施手続きに移行する。一方で、応募要件を満たすと認められる者が存在した場合は、現行事業者と当該応募者で、企画競争による選定に移行する。

2. 業務名 「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業」事務局業務

3. 業務内容

- (1) 本事業の周知・広報
- (2) 本事業に関する問い合わせ、意見等への対応（ワンストップで苦情・相談を受け付ける窓口の設置等）
- (3) 本事業に関する公募及び説明会の開催
- (4) 補助金交付先選定のための第三者委員会の選定・委嘱
- (5) 補助金交付先決定に係る業務（交付申請書の受理、交付決定通知書の発出等）
- (6) 補助金交付先事業の進捗状況管理、確定検査、支払手続
- (7) 補助事業者の補助事業期間終了後のフォローアップ業務
- (8) 補助金の返還手続き
- (9) 補助金公募要領の概要版、事務処理マニュアル、FAQ等の整備
- (10) 補助事業者への対応方法・マナー等について、職員等への教育・研修等の実施
- (11) データの利活用による新たな中小企業支援の仕組み作りのためのAPI連携等の実施
- (12) 業種・業態に共通する生産性向上に係る課題を解決する機器・システム等を選定するための業務
- (13) 事業計画書作成支援者に係る実態調査
- (14) ものづくり補助金の審査高度化の検討のための調査
- (15) その他の事業管理に必要となる事項についての対応（他補助金事務局との連携、関連する施策を所管する団体との連携 等）

4. 契約期間(補助事業実施期間)

令和4年度第二次補正予算及び令和5年度以降令和6年度までの国庫債務負担行為による事業の実施期間

予定：令和5年4月28日～令和7年2月28日

※間接補助事業者に対するフォローアップ業務期間を除く

5. 業務の履行場所

事務局の所在地又は事務局が選定し中小機構が認める場所

6. 参加資格

- (1) 日本国において登記された法人であること。
- (2) 本事業の遂行に必要な組織、人員を有する又は確保することが可能であること。
- (3) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (4) 本業務を推進する上で中小機構が求める措置を、迅速かつ効率的に実施できる体制を構築できること。
- (5) 中小企業基盤整備機構契約事務取扱要領（平成16年9月3日要領16第29号）第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。
- (6) 独立行政法人中小企業基盤整備機構反社会的勢力対応規程（平成23年3月1日規程22第37号）第2条に規定する反社会的勢力に該当する者ではないこと。
- (7) 令和4・5・6年度の全省庁統一資格を有する者であり、「役務の提供等（301 広告・宣伝）」又は「役務の提供等（303 調査・研究）」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (8) 全省庁統一資格を有していない者であっても、下記※に記載の方法により資格審査申請を行い、機構が上記（7）と同等の資格を有することを確認し、本入札に限り参加を認めた者であること。
- (9) 中小機構から助成金交付等の停止及び契約に係る競争参加資格停止措置期間中の者（中小企業基盤整備機構契約競争参加資格停止措置要領（平成17年4月1日要領17第2号）に基づく競争参加資格停止期間中の者をいう。）ではないこと。助成金については助成金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく処分がなされている場合は、処分に基づく措置が完了していることを当該助成金の交付決定権者が書面によって証明又は通知をしていること。
- (10) 現在、中小機構の専門家として業務委託契約を締結しているものまたは専門家が役員等に所属する法人に該当するものでないこと。
- (11) より質の高い業務を遂行するため、共同事業体（当該業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成された組織をいう。以下同じ。）として参加することができる。  
その場合の要件については次のとおりとする。
  - ① 企画書等の提出時までには共同事業体を結成し、代表者を定め、他の者は構成員として参加すること。
  - ② 代表者及び構成員は、中小機構が定める入札参加資格を満たしていること。
  - ③ 代表者及び構成員は、同一の企画提案において、他の共同事業体の代表者もしくは構成員となる

ことはできない。

- ④ 共同事業体結成に関する協定書又はこれに類する書類を作成すること。
- (12) 過去3年以内に情報管理の不備を理由に中小機構との契約を解除されている者ではないこと。
- (13) 採択者の決定後速やかに採択結果（(ア) 採択事業者名、(イ) 採択金額、  
(ウ) 第三者委員会審査委員の属性、(エ) 第三者委員会による審査結果概要、(オ) 全公募参加者の名称及び採点結果（公募参加者名と採点結果の対応関係が分からない形で公表する））を中小機構ホームページで公表することに同意すること。

※上記（8）の資格審査申請を希望する者は、以下に示す問合せ先へ電話もしくはメールで連絡し、資格審査申請様式を入手の上、令和5年4月12日（水曜）17：00までに下記へ必要な書類を添えて資格審査申請を行うこと。

この審査結果は本入札案件についてのみ有効となります。

【問合せ先】

独立行政法人中小企業基盤整備機構 調達・管理課

競争参加資格審査担当 TEL：03-5470-1507 E-mail: [chotatsu@smr.go.jp](mailto:chotatsu@smr.go.jp)

7. 手続き等

(1) 応募先および問合せ先

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 企画部 イノベーション助成グループ 助成企画課 ものづくり補助金担当

住所：〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 37 森ビル

電話：03-3433-8811

E-mail：seisanseikakumei@smrj.go.jp

※業務概要や応募、参加資格に関する問い合わせの受付は、E-mail とする。

※受付時間 9：30～18：00 月～金曜日（祝祭日を除く）

(2) 参加意思確認書の提出期限、場所および方法

期限：令和4年4月24日（月）17時00分

場所：（1）に同じ

方法：持参、郵送（書留郵便に限る、必着）又は電送（メール）。

【提出書類】

① 参加意思確認書（様式1）

② 資格決定通知書（上記6.（7）又は（8））写し

※新たに入札参加資格を得ようとする者であって申請を行ったものの、参加意思確認書の提出期限までに資格決定通知書の交付を受けていない場合は、申請書類（写し）を提出してください。

8. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語および通貨は日本語および日本国通貨に限る。

(2) 企画競争による公告を行うことになった場合、その旨後日通知する。

(3) 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければ

ならない。

- (4) 独立行政法人中小企業基盤整備機構情報セキュリティ管理規程（規程19第65号）を遵守すること。

参加意思確認書

独立行政法人 中小企業基盤整備機構  
企画部長 橋本 大哉 あて

提出者 〒

住所

団体名

代表者役職氏名

印

担当者所属役職氏名

連絡先 メールアドレス

TEL

FAX

「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業」事務局業務の調達に係る契約事前確認公募要領において、応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 会社概要

会社概要を様式2に記載し添付してください。  
(パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付してください。)

2 応募要件

公募要領に掲げる 3 応募要件 (1) ~ (12) を満たしていることについて記載してください。  
※ (7) (8) については別途要件を満たすことを証する書類の写しを添付してください。

※ 記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

## 会社概要

会社名			
代表者氏名		URL	
本社住所	〒		
設立年月	西暦	年	月
資本金	百万円		
従業員数	人		
会社の概要：			
※パンフレット等で代用することも可。			
会社概要に 関する担当 者連絡先	所在地 〒		
	所属・氏名	TEL：	
		FAX：	
		E-mail:	